

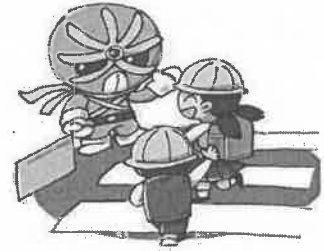
令和6年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の実施について

(1) 運動期間

令和6年12月1日(日)から12月10日(火)までの10日間

(2) スローガン

「今日もまた あなたの無事故 待つ家族」



① 歩行者の安全な通行の確保

☆ 歩行者の方へ～

横断歩道では必ず止まり、手を上げる、差し出す、運転者に顔を向けるなどして、運転者に対して横断する意思を明確に伝えましょう。また、横断中も周りに気を付けましょう。

☆ 運転手の方へ～

夜間に走行する際は、危険をいち早く発見するため、早めにライトを点灯させるとともに、ハイビームを活用しましょう。対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えましょう。



② 高齢者の交通事故防止

- 自動ブレーキ(衝突被害軽減ブレーキ)等の先進安全技術等を搭載したサポートカーを選んで運転しましょう。
- 運転について家庭内でよく話しあい、運転免許証の自主返納の検討や安全運転相談窓口を活用しましょう。

③ 二輪車運転者の交通事故防止

ヘルメットのあごひもをしっかり締めて、プロテクターを正しく着用することにより、安全対策をしっかり行いましょう。



④ 飲酒運転等の根絶

飲酒運転は極めて悪質・危険な犯罪です。アルコールは少量の摂取でも安全運転に必要な情報処理能力、注意力、判断力が低下し、交通事故の危険を高めます。

お酒を飲んだら絶対に運転をしてはいけません。

- ・酒気帯び運転の禁止 【罰則】3年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- ・酒酔い運転の禁止 【罰則】5年以下の懲役又は100万円以下の罰金

⑤ 自転車等の安全利用の推進

- 自転車運転中に携帯電話等の無線通話装置を通話のために使用することや、スマートフォン等の画像を注視することを禁止する規定について、自転車についても自動車及び原動機付自転車と同様に全国斉一の禁止規定が設けられ、罰則も強化されています。
- 自転車利用時のヘルメット着用が努力義務となっています。大人も子どももヘルメットを着用しましょう。



呉警察署管内・交通事故発生状況



| | 令和6年 | 令和5年 | 対前年比 | |
|---------|------|------|------|---------|
| 人傷事故(件) | 142 | 154 | -12 | -7.8% |
| 死者(人) | 0 | 4 | -4 | -100.0% |
| 負傷者(人) | 167 | 179 | -12 | -6.7% |

※令和6年10月31日現在の統計数値です